

最高経営責任者等・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、最高経営責任者等・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について、当社「コーポレートガバナンス指針」において、

- ・最高経営責任者等・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、一定割合を中長期的な業績に連動する報酬とする旨
 - ・指名・報酬委員会の答申に基づき、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が公正かつ透明性をもって審議を行い、決定する旨
- 定めています。

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系としています。

現在、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は固定報酬である基本報酬のみとしています。

固定報酬である基本報酬は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、独立した社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会（以下、「指名・報酬委員会」という。）において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで答申案を策定し、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しています。

業績連動報酬である賞与は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の標準賞与額を基準に、指名・報酬委員会において、当該期の業績達成度および中期経営計画の達成状況等を評価したうえで答申案を策定し、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しています。

業績連動報酬である業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の額は、各事業年度を業績評価期間として、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の株式報酬基準額を基礎に、指名・報酬委員会において、業績評価期間における取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて検討し、株主総会で承認された業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議によりその総額を決定します。

また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに従う当社普通株式とし、前記方法で決定した業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の総額を、その発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数の株式を、指名・報酬委員会において検討したうえで、取締役会の決議により割り当てます。

引き続き「当社の事業特性を反映した合理的で納得性の高い業績指標」や「中長期的な業績と連動する報酬体系の導入」等を含めてあらゆる角度から報酬体系の見直しを検討します。

【取締役等の報酬に関する基本方針】

取締役等の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とします。
また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準とします。

【取締役等の報酬の体系】

業務執行に携わる取締役等と経営の監督を担う業務執行に携わらない取締役の報酬体系は、別体系とします。

業務執行に携わる取締役等の報酬は、基本報酬および業績に連動した報酬とします。

基本報酬は、その役位および職務内容に応じた固定報酬とします。業績に連動した報酬は、役位および職務内容別に定め、中期経営計画の達成状況等に応じて、一定の範囲内でインセンティブを付与して決定します。

業務執行に携わらない取締役および社外取締役の報酬は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容に応じた基本報酬とします。

当社は、取締役等の報酬について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する動機付けのため、基本報酬と業績連動報酬の割合が、より健全かつ適切なインセンティブの設定となるよう、今後も継続して、指名・報酬委員会において検討していきます。

【取締役等の報酬の決定手続き】

当社は、取締役等の報酬について、上記基本方針等を踏まえ、透明性・客観性を確保するため、独立した社外取締役、代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で検討の上、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会の決議により決定します。